平成２７年（フ）第１０２７号
愛知県東海市加木屋町内堀131番地の１　グランドカーサ（106号）
破産者　菅原　幸香
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０６５号
愛知県知多市八幡新町２丁目８番地の２　グランドール清水苑２Ｃ
破産者　大鹿　敦彦
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
滋賀県甲賀市水口町山1640番地203、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町山804番地13
破産者　小橋　和夫
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１６１号
滋賀県甲賀市水口町山1640番地203、開始決定時の住所滋賀県甲賀市水口町山804番地13
破産者　小橋　陽子
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５５号
神戸市須磨区須磨浦通２丁目１番１号
破産者　福田　幸浩
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７９号
神戸市兵庫区馬場町９番16号
破産者　原田　達雄
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８３号
岡山県倉敷市日吉町463―９、申立時の住所岡山県倉敷市幸町５―36　幸町カーサＢ101、住民票上の住所岡山県都窪郡早島町早島4227番地２　雇用促進住宅１―207
破産者　坂本　政宏
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０２号
岡山県井原市七日市町779番地７
破産者　井本　直利
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
広島県呉市焼山東１丁目７番３号
破産者　中原　　誠
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１３４号
長崎県長崎市野母崎樺島町350番地
破産者　森本　大樹
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０３号
鹿児島県鹿児島市上荒田町27番28号（ハイツ宮原307号）
破産者　梅木　美佐
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
沖縄県那覇市久茂地２丁目16番３号　ＫＭ久茂地ビル406
破産者　唐木田　恵
１　決定年月日　平成27年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５号
北海道帯広市西８条南32丁目１―２、開始決定時の住民票上の住所茨城県龍ケ崎市貝原塚町2111番地
破産者　大橋　清美
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
北海道北見市北１条東２丁目２番地　ケアホーム北見
破産者　髙田　宏明
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４１号
岩手県一関市室根町津谷川字竹野下143番地３
破産者　及川　　敏
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２８号
岩手県奥州市水沢区字蓬田27番地３
破産者　千田　邦利
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第３４８号
横浜市南区永田台２番12―524号
破産者　前田　絵里
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６７号
神奈川県大和市桜森２丁目20番６－２号
破産者　西埜　洋子
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４６８号
神奈川県大和市桜森２丁目20番６－２号
破産者　西埜　一也
１　決定年月日　平成27年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部